

残灰処理場水質測定業務 仕様書

平成 27 年度

残灰処理場水質測定業務仕様書

本業務は、残灰処理場排水処理施設、周辺水域及び井戸の水質測定を行うものである。

(一 般 事 項)

- 1 本業務は、仕様書及び関係諸官公庁の規則を遵守し、担当職員の指示に従い完全に施工する。
- 2 関係法令等の改訂により測定項目、測定方法等に変更があった場合には、改訂後の法令等に従い測定を実施すること。
- 3 本仕様書は、本業務の基本的内容について定めるものであり、記載されていない事項であっても当然必要と思われるものについては受託者の責任において、施工しなければならない。
- 4 本仕様書において疑義が生じた場合は、その都度担当職員と協議し、その指示に従うものとする。
- 5 施工写真は、黒板等を使用し施工状況（採取中、分析中）の経過及び月日が詳しく分かる写真を提出するものとする。
- 6 提出書類（原則としてA4判とする。）
 - ①報告書 (2 部)
 - ②施工写真 (1 部)
 - ③その他担当職員の指示による必要書類
- 7 その他
 - ①関係法令の遵守
本業務の施工にあたっては関係法令等を遵守しなければならない。
業務内容により、関係官公庁への許可、報告、届出等の必要がある場合には、その手続きは受託者負担により代行するものとする。
 - ②労務災害の防止
施工中の危険防止対策を充分に行い、また、労務災害の発生がないよう努めること。
 - ③ 本業務施工中に受託担当者が誤って他の装置を破損した場合には、全面的に責任を負うものとする。

(特記事項)

1. 採水場所 止々呂美残灰処理場

2. 採水箇所、測定項目及び測定回数

採水箇所	測定項目	測定回数	備考
排水処理設備 出口	別表1に示す計6項目	9回／年	
	別表3に示す計46項目	1回／年	
	ダイオキシン類	1回／年	
排水処理設備 入口	別表3に示す計46項目	1回／年	
	ダイオキシン類	1回／年	
流域放流水	別表3に示す計46項目	1回／年	
深井戸(処理場内)	別表3に示す計46項目	1回／年	
浅井戸 (処理場内2ヶ所)	別表2に示す計2項目	各井戸12回／年	
	別表4に示す計30項目	各井戸1回／年	
	ダイオキシン類	各井戸1回／年	

※ ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法第2条に定めるものとする。

※ 浅井戸下流のダイオキシン類サンプリング時は、1回当たり採取できる量が少ないため、必要に応じ2日間に渡り採水する。

(測定項目一覧表)

別表1

測 定 項 目	
(1) 水素イオン濃度	(4) 浮遊物質量
(2) 生物化学的酸素要求量	(5) 大腸菌群数
(3) 化学的酸素要求量	(6) 窒素含有量

別表2

測 定 項 目	
(1) 電気伝導率	(2) 塩化物イオン

別表3

測 定 項 目	
(1) アルキル水銀化合物	(25) 1, 4-ジオキサン
(2) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	(26) ほう素及びその化合物
(3) カドミウム及びその化合物	(27) ふっ素及びその化合物
(4) 鉛及びその化合物	(28) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
(5) 有機燐化合物	(29) 水素イオン濃度
(6) 六価クロム化合物	(30) 生物化学的酸素要求量
(7) 硒素及びその化合物	(31) 化学的酸素要求量
(8) シアン化合物	(32) 浮遊物質量
(9) ポリ塩化ビフェニル	(33) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量/動植物油脂類含有量)
(10) トリクロロエチレン	(34) フェノール類含有量
(11) テトラクロロエチレン	(35) 銅含有量
(12) ジクロロメタン	(36) 亜鉛含有量
(13) 四塩化炭素	(37) 溶解性鉄含有量
(14) 1, 2-ジクロロエタン	(38) 溶解性マンガン含有量
(15) 1, 1-ジクロロエチレン	(39) クロム含有量
(16) シス-1, 2-ジクロロエチレン	(40) 大腸菌群数
(17) 1, 1, 1-トリクロロエタン	(41) 窒素含有量
(18) 1, 1, 2-トリクロロエタン	(42) 燐含有量
(19) 1, 3-ジクロロプロペン	(43) 色度
(20) チウラム	(44) 臭気
(21) シマジン	(45) 電気伝導率
(22) チオベンカルブ	(46) 塩化物イオン
(23) ベンゼン	
(24) セレン及びその化合物	

別表4

測定項目	
(1) アルキル水銀	(17) 1, 1, 2-トリクロロエタン
(2) 総水銀	(18) 1, 3-ジクロロプロペン
(3) カドミウム	(19) チウラム
(4) 鉛	(20) シマジン
(5) 六価クロム	(21) チオベンカルブ
(6) 硒素	(22) ベンゼン
(7) 全シアン	(23) セレン
(8) ポリ塩化ビフェニル	(24) 1, 4-ジオキサン
(9) トリクロロエチレン	(25) 塩化ビニルモノマー
(10) テトラクロロエチレン	(26) 水素イオン濃度
(11) ジクロロメタン	(27) 浮遊物質量
(12) 四塩化炭素	(28) ふつ素及びその化合物
(13) 1, 2-ジクロロエタン	(29) ほう素及びその化合物
(14) 1, 1-ジクロロエチレン	(30) アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物
(15) 1, 2-ジクロロエチレン	
(16) 1, 1, 1-トリクロロエタン	

3. 分析方法

(1) 別表1～4の項目

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づく方法。

(2) ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令に基づく方法。

4. 採水実施日 本市担当職員と協議の上決定する。

5. その他

(1) 報告書は、サンプリング後原則として3週間以内に提出するものとする。

(2) 定量下限値については、本市担当職員と協議の上決定すること。

(3) 報告書のデータに疑義があると市が判断した場合には、再検査を実施すること。なお、この場合の経費は、受託者の負担とする。

採水予定表（参考）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
排水処理設備・出口	○	○	○	◎+☆	○	○	○	○	○			○
排水処理設備・入口				◎+☆								
流域放流水				◎								
深井戸				◎								
浅井戸(上流)	△	△	△	△+▲+☆	△	△	△	△	△	△	△	△
浅井戸(下流)	△	△	△	△+▲+☆	△	△	△	△	△	△	△	△

【凡例】

○ 6項目

◎ 46項目

△ 電気伝導率、塩化物イオン

▲ 30項目

☆ ダイオキシン類